

会 員 各 位

一般社団法人白井工業団地協議会

代表理事 駒村 武夫

「秋の工業団地内一斉清掃」の実施について

秋涼の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

当協議会では、工業団地内が清掃の行き届いた環境の良い工業団地とするため、「秋の工業団地内清掃日」を設け、各社・白井市の協力を得て一斉清掃を実施しますので、ご協力をお願いします。

今後も当協議会の活動につきましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

記

◎

【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】について

※「報告書」提出期限：11月6日（木）午後3時まで

【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】は、前回と同様、自社の前ではなく、別途回収場所（地図①～⑯）を設置しますので、下記の期間に各事業所の周辺の清掃を実施し、指定の回収場所へ置いてください。（別途地図参照）

*** 今回、「土砂（土のう）」の回収はありませんので、ご注意ください。**

- 1・一斉清掃日
 - ・ 11月4日(火)～11月6日（木）
 - * 清掃のやり方・日時等は各社・事業所で決めて実施してください。
- 2・清掃区域
 - ・ 各事業所の周辺道路
- 3・清 掃 物
 - ・ 道路及びその周辺に投げ捨てられているごみ・草
 - * 家庭内からのごみは、絶対に出さないください。
 - ・ 草はリサイクルを行いますので、他のごみや枝、土等は絶対に混ぜないでください。
 - * ビニールや土、枝など草以外のものが混ざっていることが見受けられます。
分別のご協力をお願いします。
- 4・回 収 日
 - ・ 11月10日（月）から随時回収
- 5・回収場所
 - ・ 別紙地図①～⑯のいずれかの回収場所に出してください。
 - * 11月10日（月）午前8時までに置いてください。
- 6・報告期限
 - ・ 11月6日（木） 午後3時まで
 - 別紙「報告書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールで報告ください。

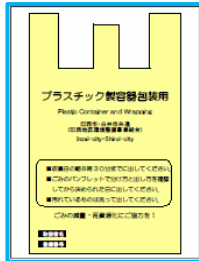
7・回収袋の利用区分

下記、①～④をご参照ください。必要な方には協議会事務局でお渡しいたします。

- * 数に限りがありますので、ご希望の枚数をお渡し出来ない場合があります。
ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

① 「草のみ」をいれてください。 ※ 草以外を入れるとリサイクルできないので 必ず草のみをお入れください。（特に枝）

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・プラスチック製容器包装用（黄色） ～



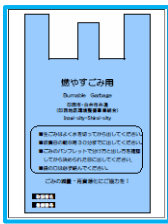
- ※ 今回の「工業団地内一斉清掃」に限り使用

他のごみや枝・木・土・土砂など絶対に混ぜないようお願いします。

- ・ 草以外のものを入れないよう、お願いします。
- ・ 草は市職員がリサイクル施設への搬入を行いますので、
・ 草を袋に入れる際、土を払い袋に土が入らないように気をつけてください。

② 「可燃ごみ」をいれてください。 ※ 枝は可燃ごみの袋へお入れください。 （袋からはみ出さないようにお入れください。）

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・燃やすごみ用（青色） ～

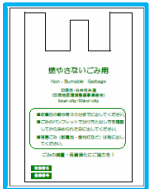


- ※ または「ゴミゼロ運動 まちピカ大作戦 可燃物 白井市」と明記の袋

- ・ 紙くず、ペットボトル、ポイ捨てされているごみ等
- ・ 草が混ざらないよう、お願いします。
- ・ 家庭内、敷地内のごみは絶対に出さないようお願いします。

③ 「不燃ごみ」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・燃やさないごみ用（透明） ～



- ※ または「ゴミゼロ運動 まちピカ大作戦 不燃物 白井市」と明記の袋

- ・ カン及びビン（分別は不要です。）
- ・ ゴミ集積所の「資源物回収袋（ビン・カン）」は使用しないでください。

④ 「キケン物」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 麻袋（無地・白色） ～

- ・ 割れたビン等

※ 上記の他、お手元にある透明の袋（約45Lくらいの大きさ）も、ご使用できます。

・～・ お願い ・～・

- 袋が破れ、中身が出ないように、余裕を持って入れてください。
- 指定のゴミ袋、または、透明な袋をご使用になり、ひと1人が持てる重さでお願いします。
- 人や自転車、車の通行に支障がないよう置いてください。
- 交通事故に十分ご注意ください。

※ 枝は可燃ごみの袋に入れてください。袋からはみ出さないようにお入れください。

【留意事項】 ～可燃・不燃・キケン物等～
※ 必ず事前にお読みください。

● **回収不能なもの**

- ・ 草以外が入っている、草専用（黄色）のごみ袋。
- ・ 袋からはみ出ている枝のごみ袋。可燃ごみの袋以外に入っている枝のごみ袋。
- ・ ひと1人が持てない重さ、または巨大な袋に入れて出されているもの
- ・ 報告期限を過ぎたもの （11月 6日（木） 午後3時まで）
- ・ 排出時間が遅れたもの （11月10日（月） 午前8時まで）
- ・ 指定の回収場所以外に出されたもの （別途地図①～⑯以外の場所）
- ・ 事業所内のごみ・家庭内のごみ
（会社敷地内のごみ・草・木、産廃物、紙類等は各社で処分をお願いいたします。）
- ・ 草・木・落葉とごみが一緒に入っているもの
- ・ 枝・土・土砂が混じっているもの
- ・ 袋の中身が確認できないもの

【 報告書・可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等 】

※こちらの用紙を11/7までに協議会の方へご提出ください。

メールアドレス jimukyoku@shiroikyougikai.jp

FAX (047) 491-0222

報告期限 : 11月6日（木）午後3時まで

* 報告期限を過ぎた場合、回収出来ません。期限厳守をお願いいたします。

回収日 : 11月10日（月）以降随時回収

* 11月10日（月）午前8時までに指定した回収場所に置いてください。

企業名 :

	① 草のみ	② 可燃ごみ	③ 不燃ごみ	④ キケン物
数 量 (おおよそ)				
回収場所 (地図の番号①～⑯を お書きください。)				

* 報告書記載事項の「数量」は正確な数量ではなく、大体の数で構いません。
(実際の数が報告された数量と異なっても構いません。)

- * 道路などにはみ出ている支障のある枝などがありましたら、枝を切らずこちらに記載ください。
- * 道路や側溝等の傷んでいる場所等がある場合は、こちらに記載してください。